

受付期間延長

令和3年度

紀美野町観光協会

Wi-Fi設置事業補助金 募集要領



問い合わせ先 紀美野町観光協会

TEL 073-488-2611

Mail tourism@town.kimino.lg.jp

1. 目的

コロナウイルス終息後の観光誘客をにらみ、無料Wi-Fiが不可欠なインバウンド客及び日本人観光客の利便性・満足度向上のため、本事業により町内観光事業者におけるWi-Fi設置台数を増やすことを目的とする。

2. 補助対象事業

町内観光事業者において、町内の店舗にWi-Fiを設置する費用に対し、その一部を補助する。

(例) ○新規Wi-Fi設置または適用範囲増設にかかる機器購入費（無線LAN、その他無線LAN設置に係る必要と認められる機器の購入費。例：中継器）および設置工事費

3. 補助対象者

以下のすべての要件を満たす方が対象です。

(ア) 紀美野町観光協会の会員であること（今回のWi-Fi設置事業補助金申請と併せて紀美野町観光協会に入会する事業者を含む）。

(注) この事業は国の会計検査対象事業であるため、補助金需給後5年間は紀美野町観光協会を退会しませんよう、ご協力をお願い致します。

(イ) 紀美野町内に店舗や施設を有すること。

(ウ) 観光客を事業対象とする店舗施設であること。

(エ) 市町村税の滞納がない者。

(オ) その他、紀美野町観光協会会長が適切であると認める者。

4. 補助限度額及び補助率等

(1) 補助限度額 10万円（※1,000円未満は切り捨て）

(2) 補助率 3分の2

(3) 事業実施期間 交付決定日から**令和4年2月28日まで**

※予算に達し次第、事業は終了致します。

5. 申請期間

令和3年6月10日（木）～ **令和4年1月31日（月）** 17:00まで

6. 申請書類

<事業申請時>

(1) 補助金交付申請書（様式第1号）

(2) 見積書（業者見積書またはそれに準ずる書類）

(3) 誓約書（様式第2号）

- (4) 市町村税等の滞納がないことの証明書（納税証明書）
- (5) その他紀美野町観光協会会長が必要と認める書類

<実績報告時>

- (1) 実績報告書（様式第3号） ※事業終了後2週間以内に報告すること
- (2) 請求書の写し（必ず購入した機材等の明細がわかるようにすること）
- (3) 領収書の写し（必ず購入した機材等の明細がわかるようにすること）
- (4) 設置写真（設置している店舗の写真並びに購入物品の写真）

7. 審査方法

書類審査（紀美野町観光協会担当者よりヒアリングを行う場合があります）

8. 事業（手続き）の流れ

- ①申請 → ②書類審査（ヒアリングを行う場合あり） → ③交付・不交付決定通知 → ④事業（工事）の実施 → ⑤実績報告 → ⑥補助金交付額決定 → ⑦補助金交付

9. 補助対象経費

（補助対象となるもの）

補助対象経費	補助対象経費の内訳
機器購入費	無線 LAN、その他無線 LAN 設置に必要と認められる機器の購入費。（例：中継器など）
設置工事費	上記工事を業者等に委託する場合の工事費一式

（補助対象とならないもの）

- 既存設備の整備費や修理・買い替え等（より高性能の機器への買い替えは可）
- 設備及び機器のレンタル費用
- 店舗設置型でない機器で観光事業以外の目的で使用するもの
- 交付決定日より以前の購入や工事の場合
- 他の国・県・町等の同様の補助金を重複して受けている場合
- 購入及び支払い等における送料並びに振込手数料

10. その他

ここに定めるもののほか、必要な事項は紀美野町観光協会会長が別に定める。